

令和5年度山形県地域防災計画（津波災害対策編）新旧対照表（案）

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																														
<p><P17 第1編第3章 予想される被害等の状況></p> <p>1～4 一略一</p> <p>5 国の長期評価</p> <p>地震調査研究推進本部が公表している長期評価では、山形県沿岸に津波を引き起こす可能性のある日本海東縁部の主な地震は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価領域</th> <th style="width: 15%;">佐渡島北方沖 (空白域)</th> <th style="width: 15%;">秋田県沖 (空白域)</th> <th style="width: 15%;">山形県沖 (庄内沖地震発生域)</th> <th style="width: 15%;">新潟県北部沖 (新潟地震発生域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R3.1.1現在)</td> <td style="text-align: center;">3～6% IIランク</td> <td style="text-align: center;">3%程度以下 IIランク</td> <td style="text-align: center;">ほぼ0% Iランク</td> <td style="text-align: center;">ほぼ0% Iランク</td> </tr> </tbody> </table> <p>※30年以内の地震発生確率が26%以上を「IIIランク(高い)」、3～26%未満を「IIランク(やや高い)」、3%未満を「Iランク」、地震発生確率が不明(過去の地震のデータが少ないため、確立の評価が困難)を「Xランク」と表記している。</p>	評価領域	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)	一略一					今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R3.1.1現在)	3～6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク	<p>1～4 一略一</p> <p>5 国の長期評価</p> <p>地震調査研究推進本部が公表している長期評価では、山形県沿岸に津波を引き起こす可能性のある日本海東縁部の主な地震は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価領域</th> <th style="width: 15%;">佐渡島北方沖 (空白域)</th> <th style="width: 15%;">秋田県沖 (空白域)</th> <th style="width: 15%;">山形県沖 (庄内沖地震発生域)</th> <th style="width: 15%;">新潟県北部沖 (新潟地震発生域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R5.1.1現在)</td> <td style="text-align: center;">3～6% IIランク</td> <td style="text-align: center;">3%程度以下 IIランク</td> <td style="text-align: center;">ほぼ0% Iランク</td> <td style="text-align: center;">ほぼ0% Iランク</td> </tr> </tbody> </table> <p>※30年以内の地震発生確率が26%以上を「IIIランク-(高い)」、3～26%未満を「IIランク-(やや高い)」、3%未満を「Iランク」、地震発生確率が不明(過去の地震のデータが少ないため、確立の評価が困難<u>すぐに地震が起きることを否定できない</u>)を「Xランク」と表記している。</p>	評価領域	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)	一略一					今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R5.1.1 現在)	3～6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク	<p>◆時点修正と表現の適正化</p>
評価領域	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)																												
一略一																																
今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R3.1.1現在)	3～6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク																												
評価領域	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)																												
一略一																																
今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R5.1.1 現在)	3～6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク																												
<p><P18 第1編第4章 山形県の津波防災計画の基本的な考え方></p> <p>1 一略一</p> <p>2 津波防災対策の基本方針</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 目標</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 「津波防災体制の強化」・・・阪神・淡路大震災以降整備に努めてきた防災体制の一層の充実を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する基本事項を定めた地域防災計画を策定して防災体制の整備を図ってきたところであるが、大規模地震・津波が発生した場合において、迅速かつ的確な応急活動体制を確保するため、県、市町村及び防災関係機関は、職員参集、情報収集・伝達などの初動体制の確立、広域災害に対応できる市町村への支援体制や、広域応援体制の整備が必要となっている。</p> <p>このため、各機関における活動マニュアル整備、広域応援体制の充実など、地震・津波防災体制の強化を図っていく。</p>	<p>1 一略一</p> <p>2 津波防災対策の基本方針</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 目標</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 「津波防災体制の強化」・・・阪神・淡路大震災以降整備に努めてきた防災体制の一層の充実を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する基本事項を定めた地域防災計画を策定して防災体制の整備を図ってきたところであるが、大規模地震・津波が発生した場合において、迅速かつ的確な応急活動体制を確保するため、県、市町村及び防災関係機関は、職員参集、情報収集・伝達などの初動体制の確立、広域災害に対応できる市町村への支援体制や、広域応援・受援体制の整備が必要となっている。</p> <p>このため、各機関における活動マニュアル整備、広域応援・受援体制の充実など、地震・津波防災体制の強化を図っていく。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受援を含めた計画であることを明確化 ・「応急措置」には物資等の供給及び運送が含まれないため、適切な表現に修正（「災害応急対策」（災害対策基本法第50条～第86条の18）に、「応急措置」（第62条～第86条の5）が含まれており、物的支援を含めた表現となる） 																														
<p><P22 第2編第1章 地震・津波に関する調査研究計画></p> <p>1～2</p> <p>3 国の推進体制</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価</p> <p>地震調査委員会は、海溝型地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県に影響する海溝型地震は次のとおりである。</p>	<p>1～2</p> <p>3 国の推進体制</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価</p> <p>地震調査委員会は、海溝型地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県に影響する海溝型地震は次のとおりである。</p>																															

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>【表】 一略一</p> <p>※発生確率の基準日は R4.1.1 現在 (R4.1.13 公表)</p> <p>※30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク (高い)」、3~26%未満を「Ⅱランク (やや高い)」、3%未満を「Ⅰランク」、地震発生確率が不明 (過去の地震のデータが少ないため、確立の評価が困難) を「Xランク」と表記している。</p>	<p>【表】 一略一</p> <p>※発生確率の基準日は <u>R5.1.1 現在 (R5.1.13 公表)</u></p> <p>※30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク (高い)」、3~26%未満を「Ⅱランク (やや高い)」、3%未満を「Ⅰランク」、<u>地震発生確率が不明 (過去の地震のデータが少ないため、確立の評価が困難) すぐに地震が起きることを否定できない</u> を「Xランク」と表記している。</p>	<p>◆時点修正と表現の適正化</p>
<p><P24 第2編第2章 地震・津波観測体制の整備計画></p> <p>1~2 一略一</p> <p>3 県内における関係機関の地震・津波観測体制</p> <p>(1) 気象庁</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報 (以下これらを「津波警報等」という) や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。</p> <p>さらに、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し緊急地震速報 (警報) を発表し、報道機関等の協力によりテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報 (警報) は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>1~2 一略一</p> <p>3 県内における関係機関の地震・津波観測体制</p> <p>(1) 気象庁</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報 (以下これらを「津波警報等」という) や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。</p> <p>さらに、最大震度5弱以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域 (<u>緊急地震速報で用いる区域</u>) に対し、緊急地震速報 (警報) を発表し、報道機関 <u>や通信事業者</u>等の協力によりテレビ、ラジオ、<u>携帯電話等</u>を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上 <u>又は長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報 (警報) は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>※緊急地震速報の発表基準への長周期地震動階級の追加等</p>
<p><P41 第2編第6章 災害ボランティア受入体制整備計画></p> <p>1~4 一略一</p> <p>5 活動環境の整備</p> <p>県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>1~4 一略一</p> <p>5 活動環境の整備</p> <p>県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p><u>なお、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援機能の強化に努める。市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者 (市町村社会福祉協議会等) との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画や、災害ボランティアセンターを運営する者との協定等に規定することにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P46 第2編第7章 防災訓練計画></p> <p>1～10 ー略ー</p> <p>11 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県、市町村及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。</p>	<p>1～10 ー略ー</p> <p>11 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県、市町村及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ<u>訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする次回訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。</u></p>	<p>◆令和5年度総合防災訓練大綱（中央防災会議）に合わせた修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P48 第2編第8章 避難所整備計画></p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。</p> <p>エ～ソ 一略一</p> <p>タ 沿岸市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>4 一略一</p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>エ～ソ 一略一</p> <p>タ 沿岸市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めること。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>4 一略一</p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、<u>ガス設備</u>、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>
<p><P60 第2編第11章 救助・救急体制整備計画></p> <p>1～5 一略一</p> <p>6 県警察本部の対策</p> <p>(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立</p> <p>被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビ中継システムの整備充実を努める。</p> <p>(2) 救助用装備資器材の整備</p> <p>被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ、及びスコップ等の救助資器材を整備する。</p>	<p>1～5 一略一</p> <p>6 県警察本部の対策</p> <p>(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立</p> <p>被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、<u>情報収集・伝達体制の充実及び情報収集に資する資機材の習熟を図り、ヘリコプターテレビ中継システム等の整備充実を推進するに努める。</u></p> <p>(2) 救助用装備資器材の整備</p> <p>被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、<u>エアジャッキミニレッカー</u>、及びスコップ等の救助資器材を整備する。</p>	<p>◆実態に合わせた修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆実態に合わせた修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																												
<p><P82 第2編第17章 輸送体制整備計画></p> <p>1 計画の概要 地震・津波による大規模災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、沿岸市町等が実施する輸送体制の整備について定める。</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="151 447 1270 995"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急輸送道路ネットワークの設定</td> <td>① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備</td> </tr> <tr> <td>3 物資拠点の環境整備等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 臨時ヘリポート候補地の選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 緊急輸送用車両等の確保・整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 緊急通行車両確保のための事前対策</td> <td>① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 ー略ー</p> <p>8 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p>(1) 緊急通行車両等の事前届出 県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、事前届出の普及に努め、次により事前届出を受け、確認に係る事務の迅速化を図る。</p> <p>ア 緊急通行車両</p> <p>(ア) 事前届出対象車両</p> <p>a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。</p> <p>(a)～(d) ー略ー</p> <p>(e) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの</p> <p>(f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの</p> <p>(g)～(h) ー略ー</p> <p>(i) 上記のほか、災害の発生防禦又は拡大防止のための措置に関するもの</p> <p>b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両</p>	項 目	概 要	1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検		2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備	3 物資拠点の環境整備等		4 臨時ヘリポート候補地の選定		5 緊急輸送用車両等の確保・整備		6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置	<p>1 計画の概要 地震・津波による大規模災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、沿岸市町等が実施する輸送体制の整備について定める。</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1350 447 2469 995"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急輸送道路ネットワークの設定</td> <td>① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備</td> </tr> <tr> <td>3 物資拠点の環境整備等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 臨時ヘリポート候補地の選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 緊急輸送用車両等の確保・整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 緊急通行車両確保のための事前対策</td> <td>① 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 ー略ー</p> <p>8 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p>(1) 緊急通行車両等の事前届出災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について、事前届出の災害発生前における確認申出及び事前届出の普及に努め、次により事前届出及び届出を受け、確認に係る事務の迅速化を図る。</p> <p>ア 緊急通行車両</p> <p>(ア) 事前届出対象車両災害発生前における確認の対象車両</p> <p>a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。</p> <p>(a)～(d) ー略ー</p> <p>(e) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの</p> <p>(f) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生保健衛生に関するもの</p> <p>(g)～(h) ー略ー</p> <p>(i) 上記のほか、災害の発生防禦又は拡大防止のための措置に関するもの</p> <p>b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する計画等がある車両</p>	項 目	概 要	1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検		2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備	3 物資拠点の環境整備等		4 臨時ヘリポート候補地の選定		5 緊急輸送用車両等の確保・整備		6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置	<p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆表現の適正化</p>
項 目	概 要																													
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検																														
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備																													
3 物資拠点の環境整備等																														
4 臨時ヘリポート候補地の選定																														
5 緊急輸送用車両等の確保・整備																														
6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置																													
項 目	概 要																													
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検																														
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備																													
3 物資拠点の環境整備等																														
4 臨時ヘリポート候補地の選定																														
5 緊急輸送用車両等の確保・整備																														
6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置																													

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(イ) 届出手続 対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。</p> <p>(ウ) 事前届出済証等の交付 県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。</p> <p>イ 規制除外車両</p> <p>(ア) 事前届出対象車両 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。</p> <p>(a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両 (b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両 (c) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</p> <p>(イ)～(ウ) 一略—</p> <p>(2) 一略—</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク計画図 令和3年4月現在</p> <p>○村山管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） （その1）（その2）（その3）</p> <p>○最上管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）</p> <p>○置賜管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） （その1）（その2）</p> <p>○庄内管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） （その1）（その2）</p>	<p>(イ) <u>申出届出手続</u> 対象となる車両の管理者等は、<u>当該車両を使用して行う業務の内容を証明する災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類又は災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類、及び緊急通行車両確認申出書等事前届出書、及び自動車検査証の写し</u>を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は警察本部を経由し、<u>県公安委員会</u>に提出する。</p> <p>(ウ) <u>事前届出済証緊急通行車両確認証明書</u>等の交付 <u>県公安委員会は、</u>審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、<u>事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出届出者</u>に交付する。</p> <p>イ 規制除外車両</p> <p>(ア) 事前届出対象車両 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。</p> <p>(a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両 (b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両 (c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</p> <p>(イ)～(ウ) 一略—</p> <p>(2) 一略—</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○村山管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u> （その1）（その2）（その3）</p> <p>○最上管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u></p> <p>○置賜管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u> （その1）（その2）</p> <p>○庄内管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u> （その1）（その2）</p>	<p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>※図面は別紙掲載のとおり</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																
<p><P116 第2編第18章第7節 電気通信施設災害予防計画></p> <p>1～3 一略一</p> <p>4 広報体制の確立</p> <p>平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。</p>	<p>1～3 一略一</p> <p>4 広報活動体制の確立</p> <p>平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況・<u>見通し</u>及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民や県民等に対して<u>わかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u>するとともに、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>																																
<p><P126 第2編第18章第10節 工業用水道施設災害予防計画></p> <p>1～4 一略一</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 耐震化及び液状化対策の推進</p> <p>耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。</p> <p>○県内工業用水道施設の概要（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="160 1150 831 1472"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>1～4 一略一</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 耐震化及び液状化対策の推進</p> <p>耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。</p> <p>○県内工業用水道施設の概要（<u>令和5年4月1日現在</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1359 1150 2030 1472"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>◆データの時点修正</p>
事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																
事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																
<p><P131 第2編第18章第11節 危険物等施設災害予防計画></p> <p>1～8 一略一</p> <p>9 放射線使用施設の安全対策</p> <p>国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。</p>	<p>1～8 一略一</p> <p>9 放射線使用施設の安全対策</p> <p>国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、<u>空間放射線量率</u>の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。</p>	<p>◆表現の適正化</p>																																

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P139 第2編第21章 要配慮者の安全確保計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>(ア)～(イ) ー略ー</p> <p>(ウ) 沿岸市町は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(エ) ー略ー</p> <p>(オ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(カ) ー略ー</p> <p>(キ) (新設)</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>(新設)</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>(ア)～(イ) ー略ー</p> <p>(ウ) 沿岸市町は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(エ) ー略ー</p> <p>(オ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(カ) ー略ー</p> <p>(キ) <u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、国(気象庁)は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P146 第3編第1章第1節 災害対策本部></p> <p>1 計画の概要</p> <p>地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。</p> <p>（注）この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>2 県災害対策本部組織図</p> <p>（※）放射線対策班は、原子力災害発生時のみ</p>	<p>1 計画の概要</p> <p>地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。</p> <p>（注）この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>2 県災害対策本部組織図</p> <p>（※）放射線対策班は、原子力災害発生時のみ</p>	<p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3編第1章第3節の2に同じ ・令和5年度組織改編

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P156 第3編第1章第2節 職員の動員配備体制> 災害時等における職員の動員配備体制「令和3年8月」</p> <p><P157 第3編第1章第3節 広域応援計画></p> <p>1 計画の概要 地震による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、県内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。</p> <p>2 広域応援計画フロー ー略ー</p> <p>3 被災市町村による広域応援要請</p> <p>(1) 県に対する要請</p> <p>ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>なお、知事は、被災状況により被災市町長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。</p> <p>県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行う。</p> <p>(ア) 連絡先及び方法 防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。</p> <p>a 応援要請事項</p> <p>(a) 応援を必要とする理由 (b) 応援を必要とする場所 (c) 応援を必要とする期間 (d) その他応援に関し必要な事項</p> <p>b 応急措置要請事項</p> <p>(a) 応急措置の内容 (b) 応急措置の実施場所 (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項</p> <p>(イ) 知事は、被災市町長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。</p>	<p>災害時等における職員の動員配備体制「令和5年4月」</p> <p><P157 第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・<u>受援</u>計画></p> <p>1 計画の概要 地震による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、県内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援・<u>受援</u>について定める。</p> <p>2 広域応援・<u>受援</u>計画フロー ー略ー</p> <p>3 被災市町村による広域応援要請</p> <p>(1) 県に対する要請</p> <p>ア 被災市町長は、<u>災害</u>応急<u>対策措置</u>を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>なお、知事は、被災状況により被災市町長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。</p> <p>県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部 <u>又は</u>一部を、当該市町に代わって行う。</p> <p>(ア) 連絡先及び方法 防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。</p> <p>a 応援要請事項</p> <p>(a) 応援を必要とする理由 <u>(b) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等</u> (b) 応援を必要とする場所 (c) 応援を必要とする期間 (d) その他応援に関し必要な事項</p> <p>b 応急措置要請事項</p> <p>(a) 応急措置の内容 (b) 応急措置の実施場所 (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項</p> <p>(イ) 知事は、被災市町長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受援を含めた計画であることを明確化 ・「応急措置」には物資等の供給及び運送が含まれないため、適切な表現に修正（「災害応急対策」（災害対策基本法第50条～第86条の18）に、「応急措置」（第62条～第86条の5）が含まれており、物的支援を含めた表現となる） <p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資等の供給及び運送を含めた表現に修正

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>イ 被災市町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあっせんを要請する。</p> <p>(ア) 派遣を要請する理由 (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2) 市町村に対する要請</p> <p>ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。</p> <p>イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。</p> <p>なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。</p> <p>ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 県の応援要請</p> <p>(1) 他の市町村への応援指示</p> <p>ア 知事は、被災市町が応急措置を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認める場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町を応援するよう必要な指示又は調整を行う。</p> <p>(ア) 応援を求める理由 (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等 (ウ) 応援を求める場所 (エ) 応援を求める期間 (オ) その他応援に関し必要な事項</p> <p>(2)～(5) ー略ー</p> <p>(6) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ 国は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。</p> <p>(7)～(11) ー略ー</p> <p>5～7 ー略ー</p> <p>8 消防の広域応援</p>	<p>イ 被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあっせんを要請する。</p> <p>(ア) 派遣を要請する理由 (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2) 市町村に対する要請</p> <p>ア 被災市町長は、災害応急対策措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。</p> <p>イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。</p> <p>なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。</p> <p>ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 県の応援要請</p> <p>(1) 他の市町村への応援指示</p> <p>ア 知事は、被災市町が災害応急対策措置を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認める場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町を応援するよう必要な指示又は調整を行う。</p> <p>(ア) 応援を求める理由 (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等 (ウ) 応援を求める場所 (エ) 応援を求める期間 (オ) その他応援に関し必要な事項</p> <p>(2)～(5) ー略ー</p> <p>(6) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ 国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生被災により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったとき場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。</p> <p>(7)～(11) ー略ー</p> <p>5～7 ー略ー</p> <p>8 消防の広域応援・受援</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>9 広域応援・受援体制 (1)～(4) ー略ー (5) 新設</p>	<p>9 広域応援・受援体制 (1)～(4) ー略ー (5) <u>県は、応援職員及び支援物資等を迅速かつ円滑に受け入れるため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県災害時広域受援マニュアル」に従って対応する。</u></p>	<p>◆表現の適正化 ・「受援マニュアル」を「広域支援マニュアル」と同様に地域防災計画に位置付け</p>
<p><P165 第3編第1章第3節の2 被災県等への広域応援計画> 1 計画の概要 他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模地震・津波発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。 2 被災県等への広域応援計画フロー ー略ー 3 広域応援体制 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。 4 被災した他県等への広域応援活動 県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 県及び市町村、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。 (1) 県の対応 ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。 イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。 ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 (2) 市町村の対応 市町村は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。</p>	<p><P165 第3編第1章第3節の2 被災県等への広域応援計画> 1 計画の概要 他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模地震・津波発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。 2 被災県等への広域応援計画フロー ー略ー 3 広域応援体制 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。 4 被災した他県等への広域応援活動 県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 県及び市町村、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。 (1) 県の対応 ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。 イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。 ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 (2) 市町村の対応 市町村は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。</p>	<p>◆表現の適正化 ・令和4年3月の「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」から「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援ガイドライン」への改称と、東北各県の地域防災計画の表現に合わせた修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)				修 正 案				修正理由等			
<p><P181 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、地震の発生により最大震度が5弱以上と予想された場合、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</p> <p>沿岸市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。</p> <p>一略一</p> <p>(3) 津波警報等の種類 一略一</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>				<p>1 一略一</p> <p>2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>地震の発生により</u>最大震度が5弱以上 <u>又は長周期地震動階級3以上の揺れがと</u>予想された場合、震度4以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</p> <p>沿岸市町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。なお、震度6弱以上 <u>又は長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、<u>地震動特別警報</u>に位置づけられる。</p> <p>一略一</p> <p>(3) 津波警報等の種類 一略一</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>				<p>◆表現の適正化</p> <p>※緊急地震速報の発表基準への長周期地震動階級の追加</p>			
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動		
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (津波の高さの予想の区分)		巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)		巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		10m (5m<予想高さ≤10m)						10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)						5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	一略一	津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	一略一		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	一略一	津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	一略一		
※大津波警報は特別警報に位置付けられている。				※大津波警報は特別警報に位置付けられている。				◆表現の適正化	0.2m「以上」のため記号を修正		

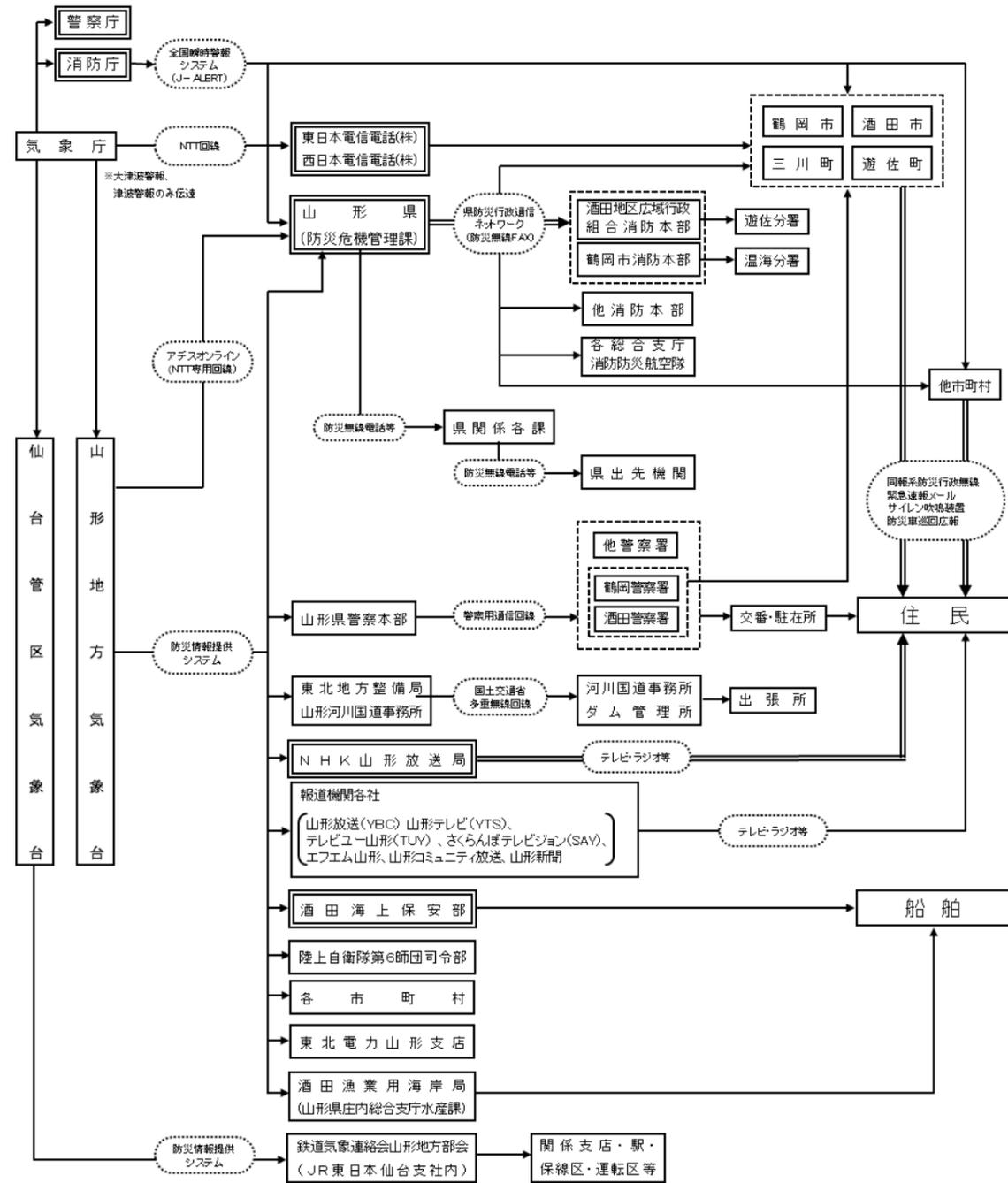
現 行 計 画 (R4.12月修正)			修 正 案			修正理由等
津波警報等を利用するにあたっての留意事項 ア～エ 一略一 (新設) (新設) (4)～(5) 一略一 (6) 地震情報の種類と発表基準及び内容			津波警報等を利用するにあたっての留意事項 ア～エ 一略一 <u>オ</u> <u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u> <u>カ</u> <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u> (4)～(5) 一略一 (6) 地震情報の種類と発表基準及び内容			◆表現の適正化
地震情報の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容	◆表現の適正化
一略一			一略一			
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度 1.3 以上 ・津波警報・注意報発表 <u>又は</u> 若干の海面変動が予想 <u>された時される場合</u> ・緊急地震速報(警報) <u>発表時を</u> 発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した</u> 地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表。	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	一略一	(削除)			
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m-1km</u> 四方ごとに推計 <u>した</u> 震度(震度4以上)を図情報として発表。	
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	一略一	長周期地震動に関する観測情報	・ <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。</u>	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を <u>地震発生から</u> 概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</u>	
一略一			一略一			

現 行 計 画 (R4.12月修正)

<P188 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画>

- 1～2 一略一
- 3 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達
一略一

津波警報、地震情報及び津波予報の伝達経路図

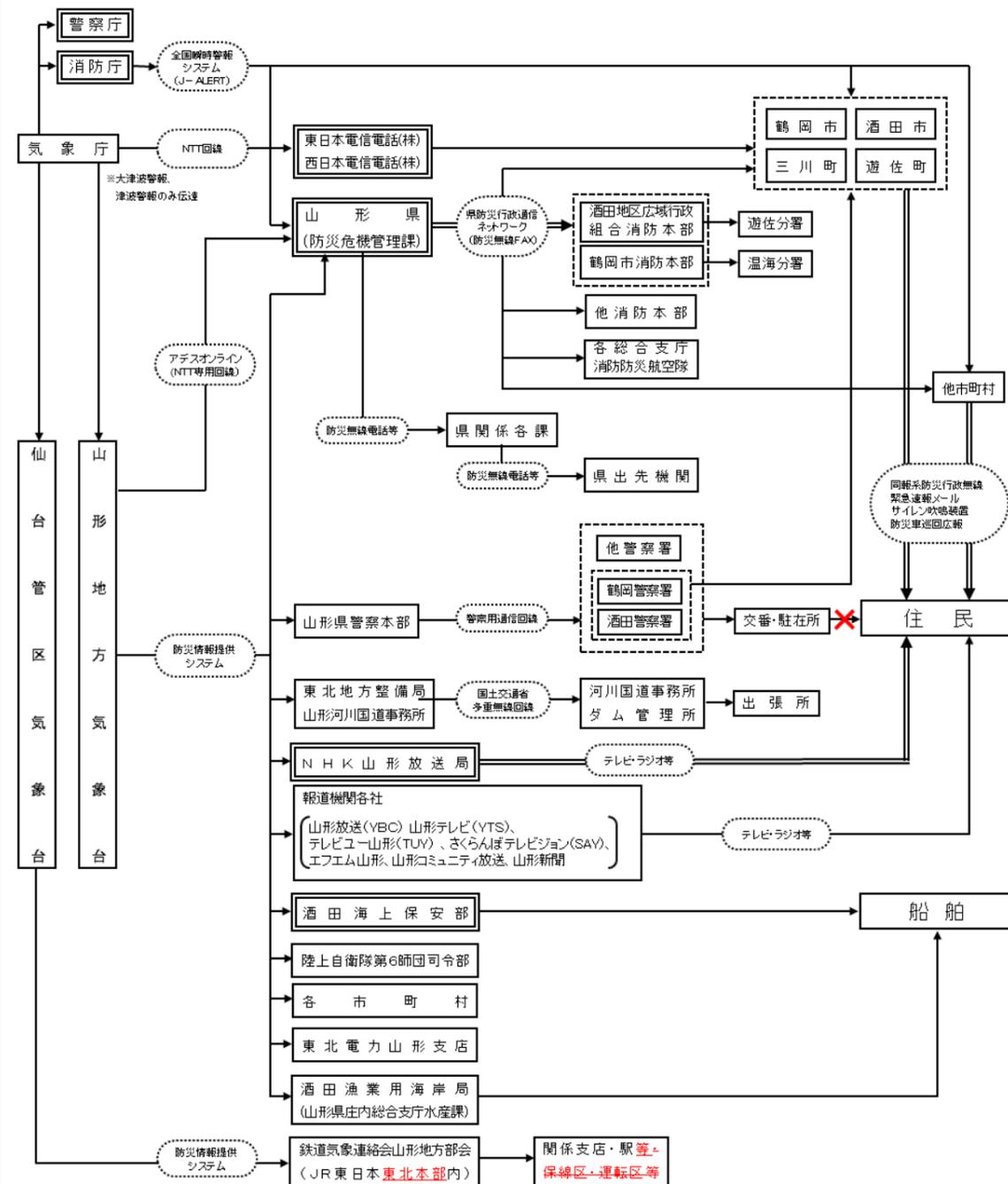


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

修 正 案

- 1～2 一略一
- 3 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達
一略一

津波警報、地震情報及び津波予報の伝達経路図

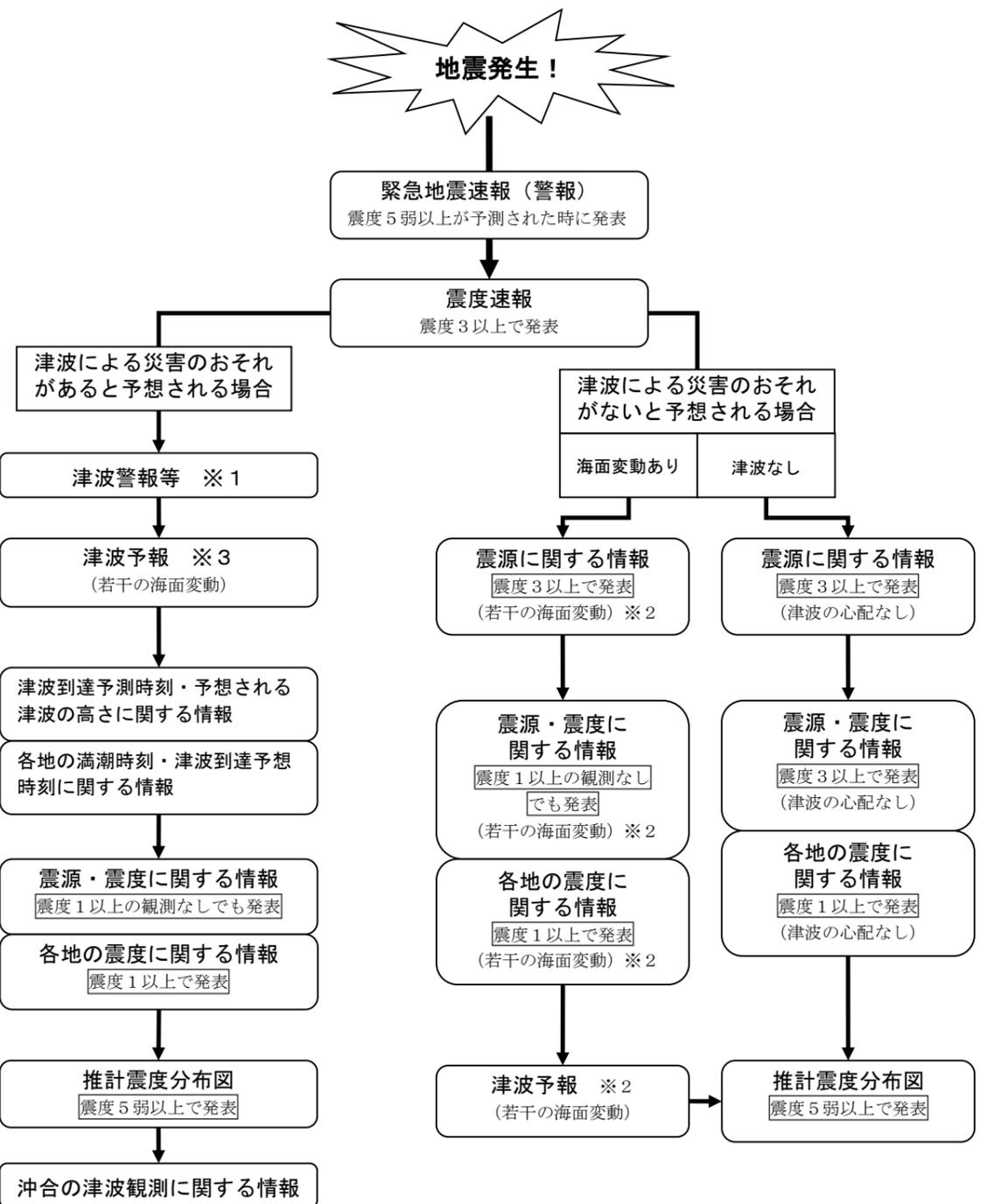
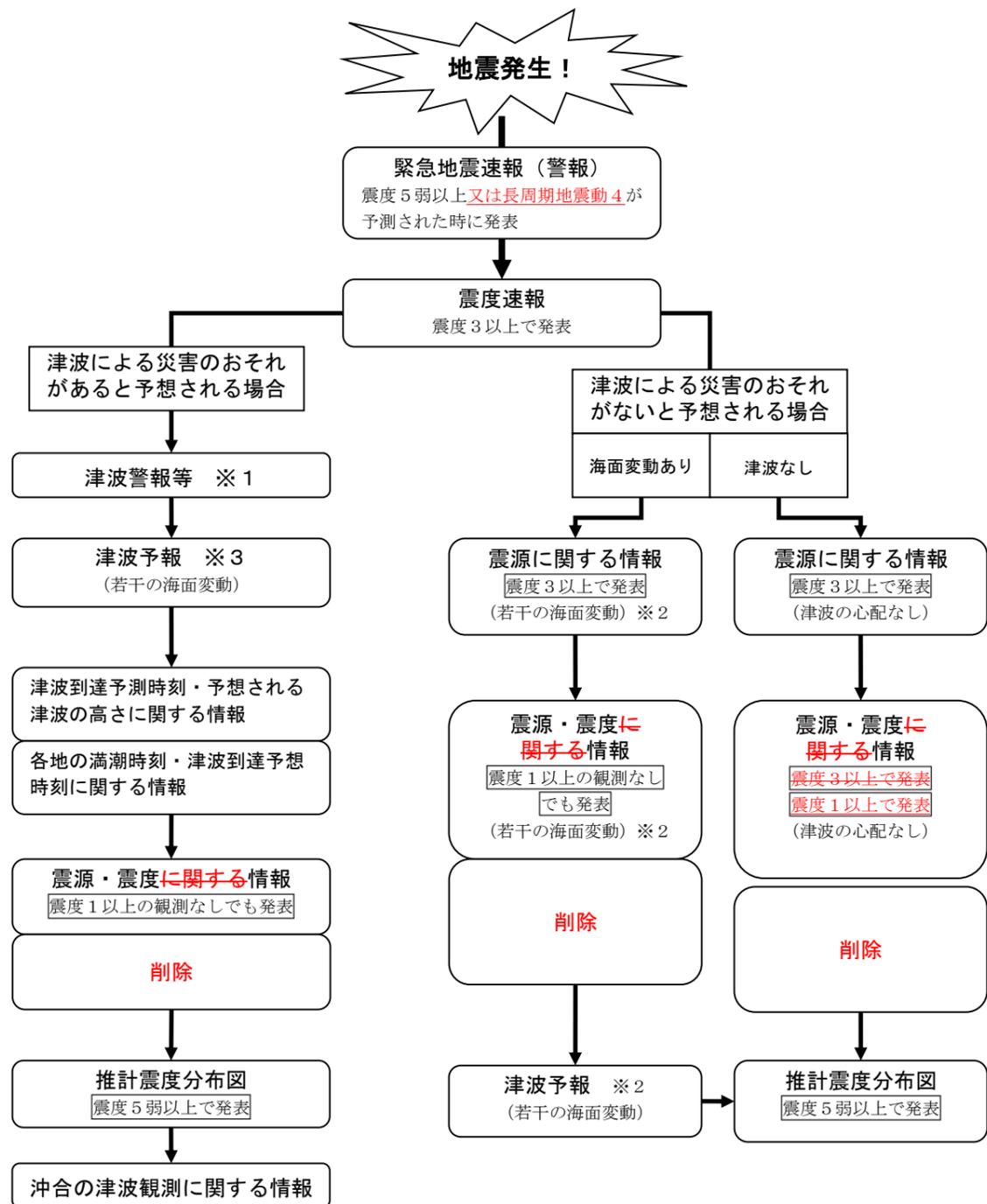


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

修正理由等

交番・駐在所⇒住民
 の矢印の削除
 ◆計画本文 p187 との整合、山形県警察災害警備実施計画との整合

◆組織改編

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p data-bbox="103 231 860 262"><P189 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画></p> <p data-bbox="311 268 1068 304">津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れ</p>  <p data-bbox="638 1711 1231 1890"> ※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。 ※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。 </p>	<p data-bbox="1513 268 2270 304">津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れ</p>  <p data-bbox="1825 1711 2418 1890"> ※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。 ※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。 </p>	<p data-bbox="2507 535 2700 577">◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P196 第3編第2章第4節 広報計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動における各機関の役割分担</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 警察</p> <p>ア 役割 被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。</p> <p>イ 手段</p> <p>(ア) パトロールカーによる広報</p> <p>(イ) 報道機関への報道依頼 (必要により県を通じて報道依頼)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 項目</p> <p>(ア) 被災者に関する情報</p> <p>(イ) 安否情報</p> <p>(ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報</p> <p>5～6 ー略ー</p> <p>7 地震発生後の各段階における広報</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県警察の広報事項</p> <p>(ア) 住民に対する避難指示等</p> <p>(イ) 安否情報</p> <p>(ウ) 被災者に関する情報</p> <p>(エ) 交通規制に関する情報</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動における各機関の役割分担</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 警察</p> <p>ア 役割 被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。</p> <p>イ 手段</p> <p>(ア) <u>パトロールカーによる広報警察車両の拡声装置</u></p> <p>(イ) <u>報道機関への報道依頼 (必要により県を通じて報道依頼)警察施設の掲示板</u></p> <p><u>(ウ) 広報紙</u></p> <p><u>(エ) ファックスネットワーク</u></p> <p><u>(オ) ラジオ</u></p> <p><u>(カ) インターネットの活用 (県警察ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等</u></p> <p>ウ 項目</p> <p>(ア) <u>被災者に関する情報避難等の措置</u></p> <p>(イ) <u>安否情報危険物の安全管理</u></p> <p>(ウ) <u>交通情報 (通行の可否、交通規制及び渋滞等) の交通情報</u></p> <p>5～6 ー略ー</p> <p>7 地震発生後の各段階における広報</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県警察の広報事項</p> <p>(ア) <u>住民に対する避難指示等災害情報</u></p> <p>(イ) <u>安否情報生活関連情報</u></p> <p>(ウ) <u>被災者に関する情報交通情報 (通行の可否、交通規制及び渋滞等)</u></p> <p><u>(エ) 削除</u></p>	<p>◆第5章災害警備計画との整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p> <p>◆災害発生時における情報の公表に関するガイドラインとの整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p> <p>◆4 広報活動における各機関の役割分担との整合、本文との整合、災害発生時における情報の公表に関するガイドラインとの整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p>
<p><P204 第3編第3章 避難計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 行政の避難指示等に基づく避難</p> <p>(1) 危険の覚知及び情報収集</p> <p>ア ー略ー</p> <p>国及び県は、沿岸市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>ー略ー</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 行政の避難指示等に基づく避難</p> <p>(1) 危険の覚知及び情報収集</p> <p>ア ー略ー</p> <p><u>指定行政機関 [国土交通省、気象庁等]、指定地方行政機関</u>及び県は、沿岸市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>ー略ー</p>	<p>◆防災基本計画 (P51) に沿った記載</p>

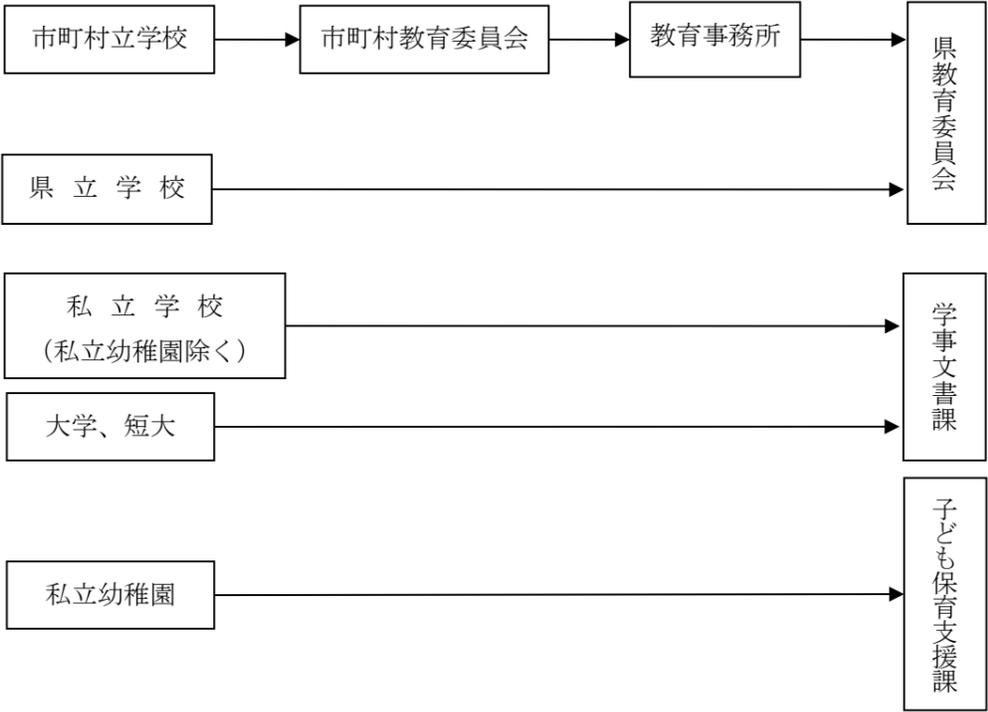
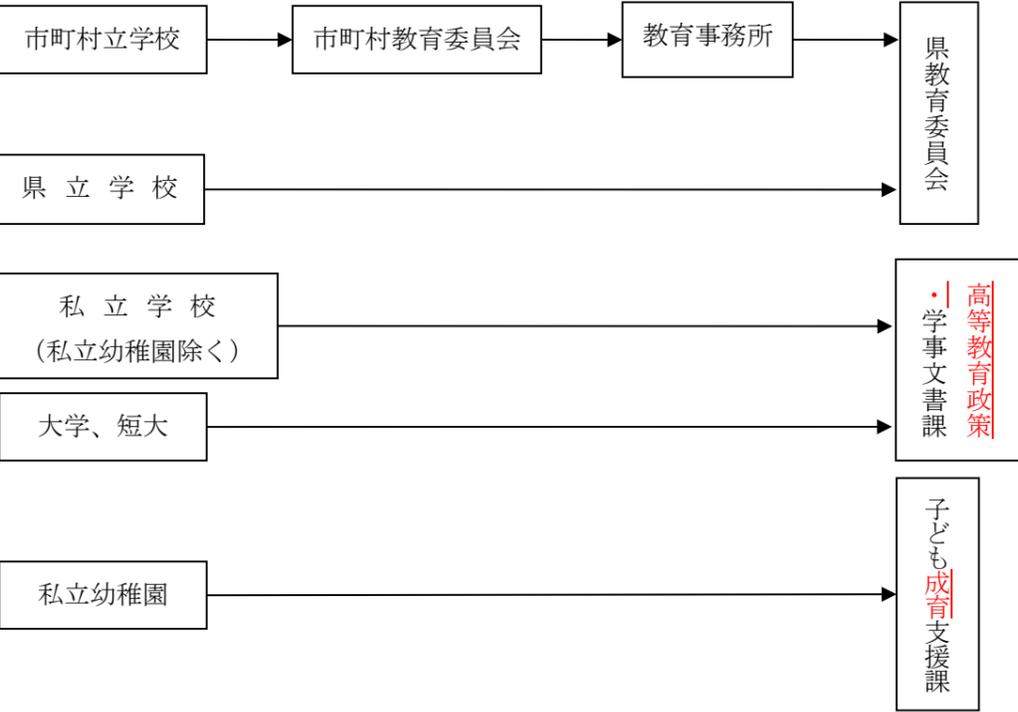
現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P213 第3編第4章 避難所運営計画></p> <p>1～5 一略一</p> <p>6 避難所運営に係る留意点</p> <p>(1) 沿岸市町等のとるべき措置</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ 一略一</p> <p>(ア)～(キ) 一略一</p> <p>(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援</p> <p>避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。</p> <p>(新設)</p>	<p>1～5 一略一</p> <p>6 避難所運営に係る留意点</p> <p>(1) 沿岸市町等のとるべき措置</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ 一略一</p> <p>(ア)～(キ) 一略一</p> <p>(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援</p> <p>避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。<u>この場合、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p><u>カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>
<p><P220 第3編第6章 海上災害応急計画></p> <p>1～8 一略一</p> <p>9 防災関係機関との協力・連携</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 県警察</p> <p>ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。</p> <p>イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。</p> <p>ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示の伝達及び避難誘導にあたる。</p>	<p>1～8 一略一</p> <p>9 防災関係機関との協力・連携</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 県警察</p> <p>ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の<u>避難誘導又は救助捜索・救助</u>にあたる。</p> <p>イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。</p> <p><u>地域住民等の避難が行われるときは、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導その他所要の警察措置を実施する。</u></p> <p>ウ 関係機関と<u>協力し、沿岸住民に対する避難指示の伝達及び避難誘導にあたる連携し、警察用航空機、警察用船舶等を活用した情報収集や沿岸における警ら活動を通じ、必要な警戒監視を行う。</u></p>	<p>◆項目の整理及び実態に合わせた修正</p>
<p><P225 第3編第7章 救助・救急計画></p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 要救助者の通報・捜索</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 要救助者の捜索</p> <p>消防機関、県警察等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生埋め者を捜索する。</p> <p>酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部(本部が未設置のときは県防災危機管理課)と調整する。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 要救助者の通報・捜索</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 要救助者の捜索</p> <p>消防機関、県警察等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の<u>生埋め者要救助者</u>を捜索する。</p> <p>酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部(本部が未設置のときは県防災危機管理課)と調整する。</p>	<p>◆(2)表題との整合</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P234 第3編第8章 医療救護計画></p> <p>1～4 ー略ー</p> <p>5 医療救護活動の実施及び調整</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 医療救護班の派遣</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</p> <p>なお、その際、県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p>	<p>1～4 ー略ー</p> <p>5 医療救護活動の実施及び調整</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 医療救護班の派遣</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</p> <p>なお、その際、県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>
<p><P244 第3編第10章第2節 道路交通計画></p> <p>1～8 ー略ー</p> <p>9 緊急交通路の確保</p> <p>(1) 緊急交通路の設定</p> <p>県公安委員会は県(災害対策本部)との調整の下、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制(禁止又は制限)する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認事務</p> <p>県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 事前届出車両</p> <p>確認申請に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。</p> <p>ウ 当日確認申請される車両</p> <p>確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者から、緊急通行車両確認申請書、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)及び自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。</p> <p>(3) ー略ー</p>	<p>1～8 ー略ー</p> <p>9 緊急交通路の確保</p> <p>(1) 緊急交通路の設定</p> <p>県公安委員会は県(災害対策本部)との調整の下、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両等以外の車両の通行を規制(禁止又は制限)する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。</p> <p>(2) 緊急通行車両等の確認事務</p> <p>県又は県公安委員会は、緊急通行車両等の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 事前届出車両</p> <p>確認認申出申請に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。</p> <p>ウ 当日確認申出申請される車両</p> <p>緊急通行車両確認申出申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者から、緊急通行車両確認申出申請書、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)及び自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。</p> <p><u>また、規制除外車両確認申出に際し、規制除外車両確認申出書、業務内容を証明する書類、自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。</u></p> <p>(3) ー略ー</p>	<p>◆表現の適正化「緊急通行車両及び規制除外車両」を総称し、「緊急通行車両等」に修正。他の類似箇所についても同様に修正。</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>10 一略一 【別図】道路交通計画フロー</p>	<p>10 一略一 【別図】道路交通計画フロー</p>	<p>◆震災対策編「道路交通計画フロー」との整合</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P246 第3編第10章第3節 鉄道路災害応急計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 仙台支社対策本部</p> <p>(ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。</p> <p>(イ) 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア <u>東北本部仙台支社</u>対策本部</p> <p>(ア) 本部長は<u>東北本部仙台支社長</u>とし、<u>東北本部仙台支社</u>対策本部の業務を統括する。</p> <p>(イ) 副本部長は<u>企画総務部長</u>及び<u>モビリティサービスユニットリーダー運輸車両部長</u>とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>(ウ) 班長は関係<u>ユニットリーダー部長</u>、本部付は関係<u>マネージャー課長</u>又は担当者とする。</p>	<p>◆組織変更に伴う修正</p>
<p><P276 第3編第11章第10節 危険物等施設災害応急計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 共通の災害応急対策</p> <p>(1) 関係機関への通報等</p> <p>危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。</p> <p>ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省</p> <p>イ 放射線使用施設 文部科学省、原子力規制庁等</p> <p>ウ 毒劇物施設 厚生労働省</p> <p>ー略ー</p> <p>4 個別の災害応急計画</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 放射線使用施設等</p> <p>地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。</p> <p>また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。</p> <p>ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や文部科学省に通報する。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 共通の災害応急対策</p> <p>(1) 関係機関への通報等</p> <p>危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。</p> <p>ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省</p> <p>イ 放射線使用施設 <u>原子力規制委員会文部科学省、原子力規制庁等</u></p> <p>ウ 毒劇物施設 厚生労働省</p> <p>ー略ー</p> <p>4 個別の災害応急計画</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 放射線使用施設等</p> <p>地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。</p> <p>また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。</p> <p>ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や<u>原子力規制委員会</u> <u>文部科学省</u>に通報する。</p>	<p>◆組織改編による修正</p> <p>◆組織改編による修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P288 第3編第13章第3節 生活必需品等物資供給計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 県が行う生活必需品等物資の調達 ー略ー</p> <p>(1) 調達 ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき近隣県又は、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して広域応援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあっせんを要請する。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 県が行う生活必需品等物資の調達 ー略ー</p> <p>(1) 調達 ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき近隣県又は、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して広域応援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあっせんを要請する。</p>	<p>◆表現の適正化</p>
<p><P297 第3編第13章第5節 廃棄物処理計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画</p> <p>沿岸市町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画</p> <p>沿岸市町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>< P302 第3編第14章 文教施設における災害応急計画 ></p> <p>1～2 -略-</p> <p>3 学校の応急対策</p> <p>(1) -略-</p> <p>(2) 被災状況等の報告</p> <p>校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。</p> <p>< 連絡経路 ></p>  <pre> graph LR MS[市町村立学校] --> MCEC[市町村教育委員会] MCEC --> ES[教育事務所] ES --> KECC[県教育委員会] PS[県立学校] --> KECC PPS[私立学校 (私立幼稚園除く)] --> SDC[学事文書課] U[大学、短大] --> SDC PK[私立幼稚園] --> CSAC[子ども保育支援課] </pre>	<p>1～2 -略-</p> <p>3 学校の応急対策</p> <p>(1) -略-</p> <p>(2) 被災状況等の報告</p> <p>校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。</p> <p>< 連絡経路 ></p>  <pre> graph LR MS[市町村立学校] --> MCEC[市町村教育委員会] MCEC --> ES[教育事務所] ES --> KECC[県教育委員会] PS[県立学校] --> KECC PPS[私立学校 (私立幼稚園除く)] --> SDC[学事文書課 高等教育政策] U[大学、短大] --> SDC PK[私立幼稚園] --> CSAC[子ども成育支援課] </pre>	<p>◆表現の適正化 令和5年度組織改編</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P309 第3編第16章 応急住宅対策計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 住宅被災状況等の把握</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会</p> <p>県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。</p> <p>4 応急仮設住宅の提供</p> <p>県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的に住生活の安定を図る。</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。</p> <p>① 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 借上げ住宅の入居者資格等</p> <p>(ア) 入居の資格</p> <p>借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。</p> <p>a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>b 居住する住家がない者であること。</p> <p>c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。</p> <p>(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等</p> <p>(c) 上記各号に準ずる者</p> <p>(イ)～(ウ) ー略ー</p> <p>ウ ー略ー</p> <p>② 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 建設用地の選定</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)の結果等を踏まえ、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。</p> <p>a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 住宅被災状況等の把握</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会</p> <p>県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、<u>一般社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。</p> <p>4 応急仮設住宅の提供</p> <p>県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的に住生活の安定を図る。</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。</p> <p><u>なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</u></p> <p>① 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 借上げ住宅の入居者資格等</p> <p>(ア) 入居の資格</p> <p>借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。</p> <p>a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>b 居住する住家がない者であること。</p> <p>c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。</p> <p>(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等</p> <p>(c) <u>上記前</u>各号に準ずる者</p> <p>(イ)～(ウ) ー略ー</p> <p>ウ ー略ー</p> <p>② 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 建設用地の選定</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)の結果等を踏まえ、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。</p> <p>a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、</p>	<p>◆協定締結団体の追加</p> <p>◆内容重複のため削除、震災対策編の書きぶりに統一</p> <p>◆震災対策編の書きぶりに統一</p> <p>◆他の箇所と書きぶりを統一</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>災害時要援護者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。</p> <p>b 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。</p> <p>c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。</p> <p>d 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</p> <p>イ～ウ ー略ー</p> <p>エ 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。</p> <p>また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。</p> <p>(イ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。</p> <p>オ 応急仮設住宅の入居者選定</p> <p>(ア) ー略ー</p> <p>(イ) 入居者の選定</p> <p>a 応急仮設住宅の入居者の選定は、被災市町が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。</p> <p>b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。</p> <p>c 県は、当該被災市町村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。</p> <p>(ウ) ー略ー</p> <p>カ ー略ー</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。</p> <p>(1) 修理の方針</p> <p>ア 範囲及び費用 (新設)</p>	<p>災害時災害時要援護者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。</p> <p>b 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。<u>降雨等による二次災害を受けないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。</u></p> <p>c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。</p> <p>d 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</p> <p>イ～ウ ー略ー</p> <p>エ 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会<u>及び</u>、一般社団法人全国木造建設事業協会<u>及び</u>、<u>一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。</p> <p>また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。</p> <p>(イ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。</p> <p>オ 応急仮設住宅の入居者選定</p> <p>(ア) ー略ー</p> <p>(イ) 入居者の選定</p> <p>a 応急仮設住宅の入居者の選定は、被災市町が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。</p> <p>b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要<u>援護配慮</u>者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。</p> <p>c 県は、当該被災市町<u>村</u>から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町<u>村</u>ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。</p> <p>(ウ) ー略ー</p> <p>カ ー略ー</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>県は、被災した<u>住家住宅の応急修理</u>について、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び居住のため「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を応急的に補修するに対して行う。</u></p> <p>また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。</p> <p>(1) 修理の方針</p> <p>ア 範囲及び費用</p>	<p>◆他の箇所と書きぶりを統一</p> <p>◆内容重複のため削除、震災対策編の書きぶりに統一</p> <p>◆協定締結団体の追加</p> <p>◆震災対策編の書きぶりに統一</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆山形県災害救助法施行細則の改正による見直し</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p>(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p>イ 修理の期間</p> <p>(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。</p> <p>(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 修理の対象者</p> <p>ア 対象者の範囲</p> <p>被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。</p> <p>(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。</p> <p>(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。</p> <p>a 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等</p> <p>c 前各号に準ずる者</p>	<p>(ア) <u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>被災住宅の応急修理の範囲「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>上記(ア)及び(イ)の被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、それぞれ県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p>イ 修理の期間</p> <p>(ア) <u>被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、上記、ア(ア)については10日以内、ア(イ)については原則として1か3月以内に完了するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>削除</u></p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 修理の対象者</p> <p>ア 対象者の範囲</p> <p>被災住宅の応急修理の対象となる者は、<u>災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次のいずれの事項にも次に該当する者とする。</u></p> <p>(ア) <u>(1)ア(ア)の修理にあつては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。</u></p> <p>(イ) <u>(1)ア(イ)の修理にあつては、自らの資力をもっては、一応急修理をすることができない者次の者であること又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</u></p> <p>a～c <u>削除</u></p>	<p>◆山形県災害救助法施行細則の改正による見直し</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																								
<p><P325 第4編第1章 民生安定化計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被災者のための相談</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>沿岸市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する沿岸市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>沿岸市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、沿岸市町の活動の支援に努める。</p> <p>4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金</p> <p>一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。沿岸市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</p> <table border="1" data-bbox="157 1570 1285 1969"> <tr> <td>対象となる 自 然 災 害</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</td> </tr> </table>	対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村		2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村		3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県		4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村		5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村		6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被災者のための相談</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>沿岸市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する沿岸市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>沿岸市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。<u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、沿岸市町の災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、沿岸市町の実施体制の整備に向けた活動の支援に努めるものとする。</u></p> <p>4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金</p> <p>一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。沿岸市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1359 1570 2487 1969"> <tr> <td>対象となる 自 然 災 害</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</td> </tr> </table>	対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村		2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村		3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県		4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村		5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村		6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>
対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村																									
	2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村																									
	3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県																									
	4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村																									
	5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村																									
	6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村																									
対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村																									
	2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村																									
	3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県																									
	4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村																									
	5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村																									
	6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村																									

現 行 計 画 (R4.12月修正)		修 正 案		修正理由等																																																									
根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託) 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託) 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	◆表現の適正化 ・中規模半壊世帯の追加 ◆表現の適正化 ・中規模半壊世帯の追加に伴う表の修正																																																									
支給対象世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯) 5 (新設)	支給対象世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯) 5 <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)</u>																																																										
支給限度額	支給額は、基礎支援金 (住宅の被害に応じて支給する支援金) と加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給する支援金) の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。) 1 基礎支援金 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>被害程度</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>全壊</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>解体</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>長期避難</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr> </table> 2 加算支援金 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>再建方法</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr> <tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>賃借(公営住宅以外)</td><td>50万円</td></tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入 (又は補修) する場合は、合計で200 (又は100) 万円となる。	被害程度	支給額		全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	支給限度額 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">① 全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④ 大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤ 中規模半壊</td> <td rowspan="3">二</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入 (又は補修) する場合は、合計で200 (又は100) 万円となる。		基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		① 全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	④ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	⑤ 中規模半壊	二	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円
被害程度	支給額																																																												
全壊	100万円																																																												
解体	100万円																																																												
長期避難	100万円																																																												
大規模半壊	50万円																																																												
再建方法	支給額																																																												
建設・購入	200万円																																																												
補修	100万円																																																												
賃借(公営住宅以外)	50万円																																																												
	基礎支援金	加算支援金		計																																																									
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																																											
① 全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																									
		補修	100万円	200万円																																																									
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																																									
④ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																									
		補修	100万円	150万円																																																									
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																																									
⑤ 中規模半壊	二	建設・購入	100万円	100万円																																																									
		補修	50万円	50万円																																																									
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																																									
窓 口	市町村	窓 口	市町村	◆表現の適正化 ・山形県・市町村被災者生活再建支援金の追加																																																									
(新設)		県及び沿岸市町は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。沿岸市町は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。																																																											
支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合 (ただし、豪雪による被害を除く。)	支給額	政府の制度と同じ																																																										
経費負担	県 1/2 市町村 1/2 (全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3)	窓 口	市町村																																																										
(4)～(8) 略		(4)～(8) 略																																																											
5～7 一略一		5～7 一略一																																																											
8 住宅対策		8 住宅対策																																																											
(1) 住宅資金の貸付		(1) 住宅資金の貸付																																																											
ア 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅資金)の貸付		ア 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅資金)の貸付																																																											
県及び沿岸市町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資		県及び沿岸市町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資																																																											

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、沿岸市町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。</p> <p>貸付対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・建設、新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者 ※住宅の被害状況に関する申出書の添付が必要 ・補修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 2 建設 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$ 3 新築住宅購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$ 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅 4 リ・ユース（中古）購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$ 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅 5 補修 床面積・築年数に関する制限なし 	<p>金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、沿岸市町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。</p> <p>貸付対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・建設、新築住宅購入、中古住宅リ・ユース住宅（中古住宅）購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者 ※被災住宅の被害状況に関する申出書の添付<u>修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要</u> ・補修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 2 建設 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$ <u>床面積に関する制限なし</u> 3 新築住宅購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$ <u>床面積に関する制限なし</u> 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅 4 中古住宅リ・ユース（中古）購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2 (共同建ての場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$ <u>床面積に関する制限なし</u> 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅 5 補修 床面積・築年数に関する制限なし 	<p>◆表現の適正化</p>
<p>貸付限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設資金 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設資金 1,650万円 (2) 土地取得資金 970万円 (3) 整地資金 440万円 (4) 特例加算 510万円 2 新築住宅購入資金 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新規購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円 (2) 特例加算 510万円 3 リ・ユース(中古)購入資金 <ul style="list-style-type: none"> (1) リ・ユース購入資金 2,320万円 うち土地取得資金 970万円 (2) リ・ユースプラス購入資金 2,620万円 	<p>貸付限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設資金 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>土地を取得する場合 3,700万円</u> 建設資金 1,650万円 (2) <u>土地を取得しない場合 2,700万円</u> 土地取得資金 970万円 (3) 削除 (4) 削除 2 新築・中古住宅購入資金 <u>3,700万円</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 削除 (2) 削除 (3) 削除 	<p>◆時点修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)		修 正 案		修正理由等
	うち土地取得資金 970万円 (3) 特例加算 510万円 4 補修資金 (1) 補修資金 730万円 (2) 引方移転資金・整地資金 440万円		3-4 補修資金 <u>1,200万円</u> (1) 削除 (2) 削除	
貸付条件	1 建設及び新築住宅購入 (1) 償還期間 耐火、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 (2) 据置期間 3年間(その分償還期間延長) (3) 利 率 基本融資額0.55% 特例加算額1.45% 2 リ・ユース(中古)購入 (1) 償還期間 ① リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 ② リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 (2) 据置期間 3年間(その分償還期間延長) (3) 利 率 基本融資額0.55% 特例加算額1.45% 3 補修 (1) 償還期間 20年以内 (2) 据置期間 1年間 (3) 利 率 0.55%	貸付条件	1 建設 及び 、新築住宅購入、 <u>中古住宅購入</u> (1) 償還返済期間 耐火、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 <u>「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</u> (2) 据置期間 <u>最長3年間</u> (その分償還返済期間延長) (3) 削除 2 削除 3 削除 <u>2-3 補修</u> (1) 償還返済期間 20年以内 <u>「20年以内」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</u> (2) 据置期間 1年間 <u>(その分返済期間延長)</u> (3) 削除	◆時点修正
	※金額、利率は、平成30年7月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。		※金額、利率は、 <u>令和5年6月</u> 現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。	◆時点修正

現 行 計 画 (R4.12月修正)				修 正 案				修正理由等		
<p><P345 第4編第2章 金融支援計画> 1～3 一略— 4 中小企業関係 (1)～(2) 一略— (3) 災害関連融資制度による融資（商工関係） 災害復旧に関する融資制度として、次の制度を活用することができる。</p>				<p>1～3 一略— 4 中小企業関係 (1)～(2) 一略— (3) 災害関連融資制度による融資（商工関係） 災害復旧に関する融資制度として、次の制度を活用することができる。</p>				<p>◆山形県商工業振興資金融資 制度取扱要領の改正</p>		
機 関 名	資 金 名	融 資 条 件 等	申 込 窓 口	機 関 名	資 金 名	融 資 条 件 等	申 込 窓 口			
山形県 （商業振興・経営支援課）	山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）	1 資金用途	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	取扱金融機関 ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店	山形県 （商業振興・経営支援課）	山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）	1 資金用途		物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び 経営の安定に原形復旧までの間必要とする 運転資金	取扱金融機関 ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
		2 貸付対象	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの				2 貸付対象		県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの	
		3 貸付限度	※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金を 発動し、貸付限度等の融資条件を定める。				3 貸付限度	※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金を 発動し、貸付限度等の融資条件を定める。		
		4 貸付利率					4 貸付利率			
		5 貸付期間					5 貸付期間			
		6 取扱期間					6 取扱期間			
一略—				一略—						
日本政策金融公庫 （中小企業事業）	災 害 復 旧 貸 付	1 資金用途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店	日本政策金融公庫 （中小企業事業）	災 害 復 旧 貸 付	1 資金用途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店	
		2 貸付対象	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者				2 貸付対象	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者		
		3 貸付限度	直接貸付：別枠1億5,000万円 代理貸付：上記限度の範囲内で				3 貸付限度	直接貸付：別枠1億5,000万円 代理貸付：上記限度の範囲内で 別枠7,500万円		
		4 貸付利率	基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。				4 貸付利率	基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。		
		5 貸付期間	設備資金 15年以内（うち措置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち措置期間2年以内）				5 貸付期間	設備資金 15年以内（うち措置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち措置期間2年以内）		
		6 担保	必要により徴する				6 担保	必要により徴する		
		7 保証人	必要により徴する				7 保証人	必要により徴する		
一略—				一略—						
								記載漏れ		

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																								
<p><P349 第4編第3章 公共施設等災害復旧計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被害状況の調査及び県への報告</p> <p>災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を沿岸市町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は県出先機関）に対し速やかに報告する。</p> <p>また、沿岸市町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被害状況の調査及び県への報告</p> <p>災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を沿岸市町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は県出先機関）に対し速やかに報告する。</p> <p>また、沿岸市町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。</p>																									
<p>[災害復旧事業一覧]</p>	<p>[災害復旧事業一覧]</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の所管課</th> </tr> </thead> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の所管課</th> </tr> </thead> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																	
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																							
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																							
<p>(1)～(2) ー略ー</p>	<p>(1)～(2) ー略ー</p>																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="92 756 418 966">(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)</td> <td data-bbox="418 756 774 966">公立学校施設</td> <td data-bbox="774 756 931 966">文部科学省</td> <td data-bbox="931 756 1291 966">教育庁教育政策課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 966 418 1071">(激甚法)</td> <td data-bbox="418 966 774 1071">公立社会教育施設</td> <td data-bbox="774 966 931 1071">文部科学省</td> <td data-bbox="931 966 1291 1071">教育庁生涯教育・学習振興課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 1071 418 1344">(予算措置)</td> <td data-bbox="418 1071 774 1344">私立学校施設 文化財</td> <td data-bbox="774 1071 931 1344">文部科学省</td> <td data-bbox="931 1071 1291 1344">総務部学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 観光文化スポーツ部文化財活用課</td> </tr> </tbody> </table>	(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省	教育庁教育政策課	(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯教育・学習振興課	(予算措置)	私立学校施設 文化財	文部科学省	総務部学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 観光文化スポーツ部文化財活用課	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1291 756 1620 966">(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)</td> <td data-bbox="1620 756 1976 966">公立学校施設</td> <td data-bbox="1976 756 2133 966">文部科学省</td> <td data-bbox="2133 756 2496 966">教育局教育庁教育政策課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 966 1620 1071">(激甚法)</td> <td data-bbox="1620 966 1976 1071">公立社会教育施設</td> <td data-bbox="1976 966 2133 1071">文部科学省</td> <td data-bbox="2133 966 2496 1071">教育局教育庁生涯教育・学習振興課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1071 1620 1344">(予算措置)</td> <td data-bbox="1620 1071 1976 1344">私立学校施設 文化財</td> <td data-bbox="1976 1071 2133 1344">文部科学省</td> <td data-bbox="2133 1071 2496 1344">総務部高等教育政策・学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども成育保育支援課 観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課</td> </tr> </tbody> </table>	(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省	教育局教育庁 教育政策課	(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育局教育庁 生涯教育・学習振興課	(予算措置)	私立学校施設 文化財	文部科学省	総務部 高等教育政策 ・学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども 成育保 育支援課 観光文化スポーツ部 博物 館・文化財活用課	<p>◆表現の適正化 令和5年度組織改編</p>
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省	教育庁教育政策課																							
(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯教育・学習振興課																							
(予算措置)	私立学校施設 文化財	文部科学省	総務部学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 観光文化スポーツ部文化財活用課																							
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省	教育局教育庁 教育政策課																							
(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育局教育庁 生涯教育・学習振興課																							
(予算措置)	私立学校施設 文化財	文部科学省	総務部 高等教育政策 ・学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども 成育保 育支援課 観光文化スポーツ部 博物 館・文化財活用課																							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="92 1344 418 1967">(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)</td> <td data-bbox="418 1344 774 1967">社会福祉施設等</td> <td data-bbox="774 1344 931 1967">厚生労働省</td> <td data-bbox="931 1344 1291 1967">しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 1967 418 1967">ー略ー</td> <td data-bbox="418 1967 774 1967">ー略ー</td> <td data-bbox="774 1967 931 1967">ー略ー</td> <td data-bbox="931 1967 1291 1967">ー略ー</td> </tr> </tbody> </table>	(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1291 1344 1620 1967">(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)</td> <td data-bbox="1620 1344 1976 1967">社会福祉施設等</td> <td data-bbox="1976 1344 2133 1967">厚生労働省</td> <td data-bbox="2133 1344 2496 1967">しあわせ子育て応援部子ども成育保育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1967 1620 1967">ー略ー</td> <td data-bbox="1620 1967 1976 1967">ー略ー</td> <td data-bbox="1976 1967 2133 1967">ー略ー</td> <td data-bbox="2133 1967 2496 1967">ー略ー</td> </tr> </tbody> </table>	(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども 成育保 育支援課 しあわせ子育て応援部子ども 家庭福 祉支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	<p>◆表現の適正化 令和5年度組織改編</p>								
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課																							
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー																							
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども 成育保 育支援課 しあわせ子育て応援部子ども 家庭福 祉支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課																							
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー																							

現 行 計 画 (R4.12月修正)				修 正 案				修正理由等
(感染症の予防及び 感染症の患者に対す る医療に関する法律) —略—	感染症指定医療機関 —略—	厚生労働省 —略—	健康福祉部コロナ収束総合 企画課 —略—	(感染症の予防及び 感染症の患者に対す る医療に関する法律) —略—	感染症指定医療機関 —略—	厚生労働省 —略—	健康福祉部 健康福祉 コロナ 収束総合 企画課 —略—	◆表現の適正化 令和5年度組織改編